平成２４年（フ）第６７８号
仙台市太白区八本松１丁目13番11―717号
債務者　櫻岡　　真
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　曽我　陽一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月14日午前11時40分
5　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第７９２号
埼玉県日高市大字下大谷沢709番地
債務者　泉　　定昭
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内田　　敦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月20日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第４９６号
岡山市北区佐山2502番地２
債務者　洲崎　　博
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桑島　幹雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月14日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２２８号
秋田市土崎港東１丁目３番26号　緑ヶ丘ボーデイングハウス103号
債務者　佐藤　隆行
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　嵯峨　　宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月25日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５４６号
兵庫県姫路市飾磨区上野田３丁目89ロワジール201、住民票上の住所兵庫県姫路市西今宿４丁目５番11号
債務者　石井　基充
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田村　貴司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月28日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第５０４号
沖縄県那覇市字国場1186番地３　コクバイーザトⅢ305
債務者　高山　弘美
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上原　義信
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月27日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第５１２号
沖縄県南城市佐敷字佐敷38番地
債務者　仲村　　弘
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷川徹也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月27日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第４１２号
山梨県韮崎市穴山町236番地１　県営住宅韮崎団地４棟403号
債務者　小林　史明
1　決定年月日時　平成24年12月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉澤　宏治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月８日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第７３５号
兵庫県芦屋市大原町24番13号101、前住所兵庫県芦屋市奥池南町44番23号
債務者　阿部　修也
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　籔内　正樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月28日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第３０８号
福岡県久留米市合川町1232番地４
債務者　江副　義郎
1　決定年月日時　平成24年12月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　仲家　淳彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月14日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
福岡地方裁判所久留米支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第３４９号
函館市鍛治１丁目10番３号
債務者　木曽　克美
1　決定年月日時　平成24年12月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第１４８号
茨城県つくば市東新井５番地５　フレスコ102号
債務者　間宮真由美
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第２５７号
茨城県石岡市北府中３丁目４番25号
債務者　鈴木以登子
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第１２５６号
埼玉県川口市安行出羽３丁目12番12号　コーポ山田101号
債務者　杉本美枝子
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１６０８号
さいたま市大宮区天沼町１―223―203、住民票上の住所埼玉県草加市谷塚２丁目27番１―315号
債務者　中村　大地
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１６５５号
埼玉県志木市中宗岡５丁目22番31号　第１木下コーポ101号
債務者　安藤　正光
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１６６８号
埼玉県戸田市中町２丁目17番11号　エメラルドリバース202号室、旧住所埼玉県戸田市下前１丁目５番６号　寺島荘201号室
債務者　矢作　正美
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係